

令和3年8月31日

保護者様

足立区教育委員会事務局教育政策課長

森 太一

足立区立第九中学校長

佐藤 豊

## タブレット端末の家庭への持ち帰りの実施について（お知らせ）

日頃より足立区の学校運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

7月12日付文書でお知らせいたしましたとおり、足立区では児童・生徒一人に付き一台のタブレット端末を貸与することといたしました。

これらのタブレット端末は、主に学校の授業や多彩な学習活動に活用いたしますが、児童生徒のタブレット端末活用機会の拡充や家庭学習支援の充実のため、貸与したタブレット端末の家庭への持ち帰りを実施いたします。

つきましては、下記の事項についてご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 端末の家庭への持ち帰りについて

##### （1）目的

- ・臨時休業措置解除後のオンラインによる学校運営に対応する。
- ・家庭学習支援の充実、機器操作方法の習熟や情報活用能力の育成、基礎学力の定着・向上を図る。

##### （2）タブレット端末活用の想定

臨時休業措置解除後のリモート学習やオンラインホームルーム等に活用するほか、家庭でのタブレット端末を活用した授業、e ライブラリの活用、家庭との情報連絡等を想定しております。

##### （3）タブレット端末の持ち帰り開始時期について

新型コロナウィルス感染拡大の状況を鑑み、7月12日付文書に添付されていた同意書を提出し、タブレット端末の持ち帰りを希望した家庭より、9月6日より実施いたします。各自、貸与されたタブレット端末や充電用 AC アダプタ等を持ちります。（同意書の回答に変更がある場合は、学級担任までご連絡ください）

ただし、3年生につきましては、現在、貸与している Windows 端末について、持ち帰りに必要な設定変更を学校毎に順次進めているため、準備が整い次第、タブレット端末や充電用 AC アダプタ等を持ちります。

##### （4）インターネット環境の必要性

タブレット端末を家庭で利用するには、自宅の Wi-Fi 環境が必要となります。

持ち帰った際には、タブレット端末をご自宅の Wi-Fi に接続してご利用ください。なお、Wi-Fi 環境が整っていないご家庭は、登校の上、学校の教室にて対応を行います。

##### （5）家庭におけるタブレット端末の活用ルールについて

お子さんと保護者の話し合いにより、家庭におけるタブレット端末の活用方法・ルールを決めます。タブレット端末の活用ルールを守り、タブレット端末を活用するようご指導をお願いします。別添の「タブレット端末活用のルール（家庭学習編）」「Google 及びタブレット端末に関する Q&A」等をご参照ください。

## 2 留意点

(1) タブレットの持ち運びの際、必要に応じて手提げ袋等をご用意すると便利です。

\* 294.6 (幅) × 209.6 (奥行) × 20.4 (高さ) mm の端末が入る手提げ袋

(2) タブレット端末等の貸与物品の紛失、故障、破損があった場合には、速やかに学校に報告してください。故意や重大な過失による紛失や故障、破損があった場合には、修理代金等を保護者様にご負担いただきますので、ご注意ください。

## 3 問い合わせ先

- 持ち帰りの実施時期や内容について

足立区立第九中学校 03-3887-7791

GIGAスクール推進・視聴覚担当 新田 敦彦 福島 重利

- タブレット端末の家庭への持ち帰り全般について

教育政策課学校情報化推進担当 03-3880-5646